

野口レポート

NO. 125

平成19年2月1日

発行: 有限会社 アルファ野口

川崎市中原区中丸子 538 ムルペーユマルタ 1F

TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

文責: 野口 賢次

女性を泣かす

“女性を泣かす” こんな罪作りのことはありません。幸か不幸か私はそちらの方は不器用です。自慢にはなりません、若い頃女性を泣かしたことはありません。しかし、この歳（還暦）になってよく女性を泣かしてしまいます。

知り合いを介し名古屋からある母娘が相談にみえました。

相談者の娘さんは4人兄弟姉妹の長女です。長い間父親の介護をし、最後を看取りました。現在は高齢の母親と一緒に暮らしています。父の介護と母の面倒で婚期を逃してしまいました。

妹さんは嫁ぎ、弟達も独立し家を構え幸せな生活を送っています。自宅の敷地と建物は先の相続で母親の所有になっています。将来母親に相続が発生したらどうなるのかとの相談でした。

相続の相談を受けた時、一番先に考えることは法律や財産ではなく、その人の幸せです。相手の幸せを心から考えた時、問題の本質が見えてきます。本質が見えれば方向が決まり、何をしなければならぬかが分かります。

この相談の本質は長女の将来の生活です。遺言の作成が必要です。遺言の目的は、母親から長女が自宅敷地を単独で相続し、将来必要に応じ売却し、老人ホームや介護費用などの資金に当てることです。一人身の娘さんにとって頼りになるのはお金です。

母親の有する全財産を長女に相続させる遺言の提案をしました。次は、遺言者の気持ちを他の相続人に伝える付言事項の作成です。おばあちゃんの想いを十分に聞いて感じ取り作文を作成します。

付言には法的効力はありません。だが、親の気持ちを伝えることで、他の相続人からの遺留分減殺請求を防ぐ抑止効果があります。

父の介護そして母の面倒を見るために、娘さんは婚期を逃してしまったこと、自分達の犠牲にしてしまったこと、一人身の娘の将来が心配であると、切々と胸の内を語ってくれました。

遺言者の想いを文章にかえ、読み聞かせました。最後は「どうか私を安心させてください。他の妹や弟達も私の気持ちを察してくれることを切に願います。 母 」と、しめくりました。

おばあちゃんは、一言一句うなずき目は涙でいっぱいです。おばあちゃんの心を間違いなく付言に託せたと確信しました。

年が押し迫ってからの相談でした。二人には安心してお正月を迎えていただきたく思い、公証人と素早く打ち合わせし、年末の最終日（28日）無事に遺言公正証書を作成することができました。二人とも心から喜んでくれました。

これで長女は母親の全財産を相続できます。最後に残った長女の財産は、第3相続順位の妹弟達が均等で相続できます。長女の寄与や、財産の終着点を考えれば文句の出どころはないと思います。

「おばあちゃん、大丈夫ですよ。娘さんは私が守ってあげますからね。安心してくださいね。」また泣かれてしまいました。